

ソマリア沖海賊・武装強盗対策を口実とした 海上自衛隊の派兵に反対する

1 政府は、ソマリア沖海賊・武装強盗対策を口実として、海上自衛隊を海上警備行動（自衛隊法 82 条）として派兵するための準備をすすめ、さらに自衛隊派兵新法を制定し、外国船舶の護衛とそのための武器使用の拡大を狙っている。

2 日本国憲法は、アジア・太平洋戦争の反省の上に立ち、非戦・非武装の恒久平和主義に立脚し、紛争の平和的解決を目指している。したがって、たとえ日本船舶や日本向け物資を輸送している船舶が海賊に襲撃された場合であっても、軍事力によって海賊を制圧することは日本国憲法がおよそ予定していないものというべきである。

そもそも、ソマリア沖で海賊等が活動することになったのは、1991年にソマリアの中央政府が崩壊して以降、政治的・経済的混乱から漁民が経済的に困窮したこと等に起因するといわれている。したがって、海賊等の問題の真の解決のためには、ソマリアに秩序を回復するとともに、内戦で疲弊したソマリアの経済的な復興支援こそが不可欠である。当面の対策としても、ソマリア周辺国の地域協力による海賊対策のための警備能力向上支援のため技術的・財政的援助こそが求められている。

3 自衛隊法 3 条は、侵略からの防衛及び秩序維持を自衛隊の任務としており、自衛隊の国際的な活動については特別立法を必要としている。

海上警備行動は 82 条で「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合」になし得るものとしているが、自衛隊法 3 条の規定に照らせば、海上警備行動の範囲は、日本の沿岸付近に限定されるというべきである。

したがって、ソマリア沖の海賊等対策のために海上警備行動として自衛隊を派遣することは、自衛隊法すら無視するものといわざるをえない。

4 現在、ソマリア沖での外国艦船の護衛や派兵された自衛隊の武器使用の範囲を拡大するための新法制定の動きも進んでいる。これらの動きは、自衛隊の海外での武力行使に途をひらくものであり、憲法 9 条を蹂躪するものであって、到底容認できない。

5 われわれ自由法曹団は、海上警備行動としての海上自衛隊の派兵と新法の制定に断固反対するとともに、日本国憲法の平和原則を守るために奮闘する決意である。

2009年2月3日

自由法曹団
団長 松井 繁明